

**青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

近年の入院患者数の動向を踏まえ、一般病床の数を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「508 床」を「475 床」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）

| 改正後   | 現行  | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 病床数は、次のとおりとする。</p> <p>一般病床 <u>475</u>床</p> <p>精神病床 50床</p> <p>感染症病床 4床</p> | <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 病床数は、次のとおりとする。</p> <p>一般病床 <u>508</u>床</p> <p>精神病床 50床</p> <p>感染症病床 4床</p> |    |
| <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>  |   |    |